

キャリアパス要件に関する記載・社会福祉法人さざんか会統一給与規程より抜粋

P 1

(初任給等)

第4条 新たに職員となった者の初任給は、その者の最終学歴、資格及び経験年数等を考慮して定める。

2 最終学歴とは、学校教育法による学校を卒業したことをもって判断し、中途退学については下位の学校を卒業したものと見なす。2年間以上の就学を要した専門学校については、短期大学と見なす。

3 資格として考慮されるものは以下のものを指す。 社会福祉主事任用 ・ 児童指導員 ・ 知的障害者福祉士 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 移動介護従事者 ・ 児童福祉士 ・ 保育士 ・ 介護福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 社会福祉士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 音楽療法士 ・ 看護師 ・ 准看護師

4 経験年数については、同種事業に従事した者については8割以上10割以下を加算の対象とする。このとき、同種事業とは障害児者、児童及び高齢者を対象とした福祉サービス事業とする。

学校教育法により教諭等として教育に従事した者については、6割以上8割以下を加算の対象とする。また、民間における企業団体として当法人の事業と直接関係あると判断されるものについては10割以下とし、その他のものについては8割以下とする。その他、教育、医療、研究等の職務で直接当法人の事業と関係あると判断されるものについては10割以下とし、技術や労務等の職務で関係があると認められる場合、5割以下とする。

5 前項により算出された初任給が、別表第7に定める年齢別最低保障号級表の額に達していないときは、同表を適用し初任給を決定する。

P 2

(昇給)

第5条 職員が現に受けている号級を受けるに至ったときから、12ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規程にかかわらず理事長は同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より1号給以上上位の号給へ昇給させ又はいずれをも併せて行うことができる。

3 前2項の規定による昇給の期間は1月1日、4月1日、7月1日、10月1日とする。

4 1等級にある者が、継続して3年間勤務した場合、4年目において2等級に昇給するものとする。また、2等級にある者が継続して6年間勤務した場合、7年目において3等級に昇給するものとする。

5 第4項にある継続した勤務とは、常勤及びそれに準じた勤務に従事したこととする。

6 職員が満60歳に達する年度以降においては、昇給はないものとする。

第6条 職員は、別表6の級別資格基準表により現に格付けされている級の1級上位に昇給させることができる。

2 特別昇給は、理事会の承認により行う。

- 3 職員を昇給させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。
- (1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の級における最低の号給の額に達しないときはその職務の級における最低の号給
 - (2) 昇格した日の前日にうけていた給料月額が、昇格した職務の級に同じ額があるときは、その額の号給
 - (3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務に同じ額がないときは、直近上位の額の号給

(職務と号給)

第7条 主任職、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者にある者が、継続して7年間その職務を全うしたとき、8年度目において直近上級に昇格するものとする。管理者代理及び副施設長が継続して6年間その職務を全うしたとき、7年度目において直近上級に昇格するものとする。ただし、このときの上級は5級までとする。

- 2 第4項にある継続した勤務とは、常勤及びそれに準じた勤務に従事したこととする。

P 7

(特定処遇改善手当)

第30条 全ての職種において、令和1年10月より実施される予定の特定処遇改善加算について月額別紙13の金額を年間2回、10月及び3月の給与支給日に合わせて支給するものとする。この受給者は、原則当月1日に在籍していることを条件とし、支給日を待たずに退職した者については、支給しないものとする。

- 2 産前・産後休暇及び病気休暇、育児介護休暇中の職員は原則当月1日勤務した状況を該当とする。
- 3 この手当の支給は、第1項の令和1年度特定処遇改善報酬の制度が変更又は廃止されたときは同時に変更又は廃止されるものとする。

特定処遇改善手当の支給額

1. 以下の資格を取得し当法人で10年以上の勤務があるもの

資格の種類…サービス管理責任者研修修了者・児童発達支援管理責任者研修修了者
 サービス提供責任者・強度行動障害支援者養成研修修了者
 認定特定行為業務従事者（喀痰吸引等）・介護福祉士・
 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・公認心理師

役職の有無	有（※1）	無
金額(月)	15,500 円 以上	10,000 円 以上

※1…管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
 サービス提供責任者・副施設長・課長・主任・リーダー

2. 直接処遇に従事し上記の資格を有する当法人10年以下のものとは資格を有しないもの。

（職種:支援員、介助員、保育士、児童指導員、世話人）

○常勤及び固定給・有期・無期契約職員(時間給)

週所定労働 時間	10 時間～ 25 時間未満	25 時間～ 35 時間未満	35 時間以上
金額(月)	3,000 円 以上	5,500 円 以上	7,000 円 以上

3. 上記以外の職に従事するもの

（職種：栄養士、調理員、事務職、看護師、理学療法士、運転手など）

○常勤及び固定給・有期・無期契約職員(時間給)

週所定労働 時間	10 時間～ 25 時間未満	25 時間～ 35 時間未満	35 時間以上
金額(月)	1,400 円 以上	2,500 円 以上	3,500 円 以上

支給基準

毎会計年度開始日（4月1日）を基準日とし勤続年数を計算する。

それ以降に採用された者は、入職から対象月の初日（1日）に在籍する月からの該当とし支給する額の算定は職員の勤続年数、週単位労働時間等を加味して上記の通りとする。